

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日(当)に  
たるときは、そ  
の翌日)

### ◇告 示

字の区域を変更する旨の届出  
土地改良事業の認可

### 目 次

” ” ” ”  
土地改良法による換地処分  
土地収用法による事業の認定  
公有水面の埋立ての免許  
河川区域の廃止  
廃川敷地の生成

### ◇公安告示

風俗営業等取締法による聴聞の実施  
昭和四十七年二月鳥取県告示第百十四号中訂正  
昭和四十七年二月鳥取県告示第百十八号中訂正

### ◇正 誤

## 告 示

### 鳥取県告示第百五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称  
同上の区域(昭和四十六年五月一日現在の地番による。)

岩倉字村ノ前  
岩倉字下石田一四一の一、一四七の四、一五二の二、一五三の一、一五三の三、一五五の一から一五五の五まで、一五六の一から一六〇の四まで、一六一の一、一六二の一、一六三から一六五まで及びこれらと一体をなす国有地、岩倉字上石田一七三から一七六の二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに岩倉字村ノ前の全域

岩倉字下石田  
岩倉字下石田のうち一四一の一、一四七の四、一五二の二、一五三の一、一五三の三、一五五の一から一五五の五まで、一五六の一から一六〇の四まで、一六一の一、一六二の一、一六三から一六五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

岩倉字上石田  
岩倉字上石田のうち一七三から一七六の二まで及びこれら

岩倉字東屋敷	と一体をなす国有地以外の区域
岩倉字東石田	<p>岩倉字明谷口五六二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに岩倉字東屋敷のうち五六七、五六八、五六九の一部、五七八の二の一部、五九六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>岩倉字東石田のうち六〇二の二、六〇三、六〇四、六〇八から六一三の二まで、六一三の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
岩倉字明谷	<p>岩倉字明谷五二二から五二六まで、五四二の一部、五四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、岩倉字明谷口のうち五六二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、岩倉字東屋敷五六七、五六八、五六九の一部、五七八の二の一部、五九六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、五九六の二及びこれらと一体をなす国有地、岩倉字樸谷六一四の二の一部、六一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、岩倉字タイワ谷九一一の二の一部、九一二の二、九一二の三及び九一三の二から九一三の四まで並びに岩倉字明谷山九五三の三</p>
岩倉字明谷山	<p>びこれらと一体をなす国有地並びに岩倉字明谷山九五〇の二、九五一の二及び九五二の二</p> <p>岩倉字明谷山のうち九五〇の二、九五一の二、九五二の二及び九五三の三以外の区域</p>
岩倉字樸谷	<p>岩倉字樸谷のうち六一四の二の一部、六一四の二の一部、六三三の一部、六三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、岩倉字奥樸谷六三三から六三七の一までの二及びこれらと一体をなす国有地、岩倉字カクイ谷六五四の二の一部、岩倉字樸九〇六の三、九〇六の四及び九〇九の三並びに岩倉字タイワ谷九一〇の二及び九一一の二の一部</p>
岩倉字樸	<p>岩倉字樸のうち九〇六の三、九〇六の四及び九〇九の三以外の区域</p>
岩倉字タイワ谷	<p>岩倉字タイワ谷のうち九一〇の二、九一一の二、九一二の二、九一二の三、九一三の二から九一三の四まで、九一四の二、九一六の二、九一七の二、九一九の二、九二〇の二、九二二の二、九二四の二、九二五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
岩倉字カクイ谷	<p>岩倉字カクイ谷のうち六五四の二の一部以外の区域</p>
岩倉字奥樸谷	<p>岩倉字樸谷六三三の一部及び六三四の一部並びに岩倉字奥樸谷のうち六三三から六三七までの二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>岩倉字尾手</p>	<p>岩倉字家ノ後口</p>	<p>岩倉字貳反田</p>	<p>岩倉字上城ノ下</p>	<p>岩倉字上ミ坂</p>	<p>岩倉字城ノ下</p>
<p>岩倉字尾手のうち一一六八の二、一一六八の三、一一六九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに</p>	<p>岩倉字家ノ後口のうち一一八八の二から一一八八の四までの区域</p>	<p>岩倉字貳反田のうち二三七の二、二三八から二四五の二まで、二四八の六、二五一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>岩倉字上城ノ下のうち四六六の一から四六六の三まで、四六七、四六八の一、四六八の二、四六八の三、四六九、四七〇、四七二、四七三の二、四七四の二、四七五の二、四七六から四八三の一まで、四八五の一、四八六から四八八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>岩倉字上ミ坂のうち四五八の二、四五九の二及び四五九の三以外の区域並びに岩倉字上城ノ下四六八の一、四七〇及びこれらと一体をなす国有地並びに四七七及び四八〇と一体をなす国有地</p>	<p>岩倉字上ミ坂四五八の二、四五九の二及び四五九の三、岩倉字上城ノ下四六六の一から四六六の三まで、四六七、四六八の二、四六八の三、四六九、四七二、四七三の二、四七四の二、四七五の二、四七六から四八三の一まで、四八五の一、四八六から四八八まで及びこれらと一体をなす国有地並びに岩倉字城ノ下の全域</p>
<p>岩倉字奥野院 区域</p>	<p>岩倉字奥新田</p>	<p>岩倉字天神ノ平ル</p>	<p>岩倉字白石ノ前</p>	<p>岩倉字西屋敷</p>	<p>岩倉字家ノ後口一一八八の四</p>
<p>岩倉字奥野院のうち一〇二二の二及び一〇二二の二以外の区域</p>	<p>岩倉字奥新田のうち四二八の二、四二九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに岩倉字奥野院一〇二二の二及び一〇二二の二</p>	<p>岩倉字天神ノ平ルのうち三五四、三五五の一、三五八の一、三五九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>岩倉字白石ノ前の全域並びに岩倉字天神ノ平ル三五四、三五五の一、三五八の一、三五九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>岩倉字西屋敷二九六、二九七、二九八の一の一部、二九八の四の一部、三一三の一部、三一六から三一八までの一部、三一九、三二〇の一部、三二一、三二二、三二二の一、三二三から三二七まで及びこれらと一体をなす国有地、岩倉字白石ノ前の全域並びに岩倉字天神ノ平ル三五四、三五五の一、三五八の一、三五九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>岩倉字貳反田二三七の二、二三八から二四五の二まで、二四八の六、二五一の一及びこれらと一体をなす国有地、岩倉字西屋敷のうち二九六、二九七、二九八の一の一部、二九八の四の一部、三一三の一部、三一六から三一八までの一部、三一九、三二〇の一部、三二一、三二二、三二二の一、三二三から三二七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに岩倉字尾手一一六八の二、一一六八の三、一一六九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

岩倉字中ノ段	岩倉字中ノ段の全域、岩倉字奥新田四二八の二、四二九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに岩倉字アソ一〇七四の二及びこれと一体をなす国有地
岩倉字アソ	一 岩倉字アソのうち一〇七四の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域

**鳥取県告示第百五十六号**

青谷町長から申請のあつた町営土地改良（井手地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第百五十七号**

青谷町長から申請のあつた町営土地改良（田原谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第百五十八号**

青谷町長から申請のあつた町営土地改良（蔵内地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第百五十九号**

江府町長から申請のあつた町営土地改良（杉谷地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第百六十号**

江府町長から申請のあつた町営土地改良（宮市地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行なう土地改良事業に係る倉吉市岩倉地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

廃棄物処理施設拡張工事

三 起業地

1 収用の部分

鳥取市香取字小山谷地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六

鳥取市役所

鳥取県告示第百六十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 免許の日

昭和四十七年二月二十九日

二 免許を受けた者

境港管理組合 管理者 石 破 二 朗

三 埋立ての場所及び面積

境港市外江町一、六四四番地先から同市外江町二、〇五六番地先まで

二五、四六〇・一九平方メートル

四 埋立ての目的

公共岸壁、荷さばき敷、道路敷及び水路敷の用に供するため

五 埋立工事の期限

昭和四十九年三月三十一日

鳥取県告示第百六十四号

千代川水系に係る一級河川大井手川について、河川法施行法（昭和三十

九年法律第六十八号) 第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年二月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六十五号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年二月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川の名称

千代川水系一級河川大井手川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十七年二月二十九日

三 廃川敷地の位置

鳥取市赤子田字下土居四百二十番地先から同市赤子田字下土居四百十

九番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 三九七・五三平方メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十七年三月九日 午後一時から

米子市糶町一丁目一五一 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市尾高町一三〇 瀬 崎 よしえ

正 誤

昭和四十七年二月鳥取県告示第百十四号(町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出について) 中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

二 上 四一六ノ一 四二六ノ一

二 上 四四七かう四四八まで 四四七から四四八まで

昭和四十七年二月鳥取県告示第百十八号（昭和三十九年八月鳥取県告示第百四号の一部改正について）中次の箇所<sup>誤</sup>に誤りがあつたので、訂正する。

頁 行 誤 正

四 三 株式会社山陰合同銀行郡家支店 株式会社山陰合同銀行若桜支店